

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）

分担研究報告書

補装具費支給制度における借受け対応に関する調査研究

研究分担者 井村 保 中部学院大学 看護リハビリテーション学部 教授

研究分担者 井上 剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部長

研究要旨 平成30年度から補装具費支給制度において借受けに要する費用の支給という選択が可能になった。しかし昨年度までの調査で2年経過した段階では実績も少なく、対象部品の確保・流通や費用面の課題として検討すべき点について明らかになった。今年度の研究は、これらの課題への対応策を検討・試行し、その有効性の検証、更なる課題の確認と対応の提案を目的とした。

その結果、借受け可能製品を横断的に検索・手配できる借受け支援システムの有効性が示唆されたが、種目や借受け期間の相違により異なる対応が必要であることも確認できた。また借受け基準額の設定で想定している償却期間の貸し出しを行うことは困難であるほか、貸し出し品の稼働率を上げるために貸し出し回数を増やすとなれば加工・設置調整および流通経費もかさむことから、補装具事業者には過度の負担となることが危惧された。

今後の課題として、①借受け支援システムの利用拡大を含めて、借受けの期間・種目に応じた運用方法について検討・試行すること、②実際に借受けに対応する場合に、減価償却に加えて工賃や流通に伴う経費の加算を含めた基準額を再検討すること、が必要といえる。

A. 研究目的

平成30(2018)年4月から、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度において、省令で定める場合で、告示に定められた種目等については、原則は従来からの購入であるとしつつも、加えて借受けに要する費用の支給という選択が可能になったが、昨年度までに実施した調査などからは、借受け費の支給に関しては、まだほとんど実績はなかった。しかし、対象部品の確保・流通や費用面の課題として検討すべき点についても明らかになった。

本研究では、これらの課題に対するいくつかの対策を提案し、模擬的な借受けを試行することでその有効性を確認するとともに、更なる課題や対応などを提案することを目的とする。

B. 研究方法

これまでの研究により明らかになった課題として、「どこでどのような補装具（部品）が借受けできるかわからない」、「借受けの基準額が低く事業者の負担が大きい」、「借受け後の購入を前提とした判定では手続きが煩雑になる」などである。

今年度は、限られた研究期間であることから、短期間の借受けが想定されている義肢装具完成用部品（高額膝継手）を対象とし、（1）部品の確保としての支援システムの構築、（2）流通面での検証および適切な基準額の在り方に関する調査を行うこととした。加えて、（3）福祉行政報告例における実績の確認を行った。

B-1. 借受け支援システムの構築

昨年度の調査結果より、製作事業者が複数のメーカーに個別に確認していることから、対象となる複数（社）の部品を把握できないことや、借受けのための部品手配に時間と手間がかかること、複数社の部品を五月雨式に比較検討する際の日程調整が困難なこと、などが課題として挙げられた。そこで、今年度はこの課題を解決するための借受け支援システムのモデルを構築するとともに、その核となる補装具借受けサイトを試作し、その有効性や課題について確認した。

(1) 借受け支援システムのモデル構築

厚生労働省にて補装具費支給制度を担当する専門官との意見交換を行い、特に義肢部品の流通における課題を解決するモデルとした。また、一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会の義肢装具部会の協力を得て、現場とのすりあわせを行いつつ、システム構築を行った。

(2) 試作した補装具借受けサイトの動作確認

部品に関する問い合わせ、部品の発注・受注、出荷日の連絡を行うシナリオを設定し、それに基づいた動作の確認を実施した。また、動作確認においては、義肢の部品提供事業者と貸付事業者の両方の事業を関連会社にて展開している、パシフィックサプライ株式会社と川村義肢株式会社の協力を得て、実際の業務を行っている担当者がそれを模擬しながら実施した。操作終了後、システムの効果や課題などについて、意見を聞き取った。

(井上)

B-2. 模擬的借受けの試行

借受けにおいては、対象製品・部品の手配に加えて、それを利用者に適合させることが必要である。そこで、実際に借受けに相当する流れで、部品メーカーや補装具製作事業者等の協力を得て、製品・部品の予約から返却までの物流面にかかる管理・流通コスト、試用・比較検討にかかる作業時間・費用ならびに事務的手続き等を記録し、それらから基準額の在り方を含めた課題を検討した。

(試行条件)

実際に借受けを行う際には、身体障害者更生相談所の判定が必要であり、その後の市町村の決定を経て借受けを行うことになる。現状（購入の場合）では、身体障害者更生相談所の判定前に、デモ機を装着しての試用経験の有無を問われることが多い。しかし、借受けにおいても同様のプロセスを求めることは、購入のために借受けによる試行を行うのに、デモが必要とされることも懸念される。そのため、今回の模擬的試行では、手続きの簡素化のために身体障害者更生相談所による判定を省略し、

【市町村による文書判定を想定しての、見積書の確認による適否判断】

に相当する手順での試行を前提条件とし、市区町村が行うべき適否判断は研究班がその役割を担い実施した。

(基準額（条件）の設定)

模擬的借受けの試行に際し、必要となる経費を負担するための算出に際して、実際の借受け基準額に相当する費用を基本として、主となる部品の膝継手に加えて、アダプター等の付属品、チューブ等の調整用部品も対象とした。なお、期間としては、便宜的に半月に統一して、月額基準額の半額とした。

また、義肢装具の完成用部品の場合には、借受けであっても、現に利用している部品を取り外しての借受けた部品の取り付け、借受け期間後には再度元の部品に戻すといった、組み上げ作業が2回発生することから、本来であれば工賃の加算が適切であると考えられる。そのため、加工を伴う部品については、修理基準にある「完成用部品の交換」に相当すると考え、同基準額の工賃、並びに消費税相当額（仕入れ課税相当）となる100分の6を加算した。

(研究協力機関)

今回の試行においては、一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会の義肢装具部会の会員各社に諸課題の検討から試行に関する諸調整でご協力を頂いた。特に

オットーボック・ジャパン株式会社

ナブテスコ株式会社

パシフィックサプライ株式会社

には、部品の提供にご協力を頂いた。加えて、パシフィックサプライ株式会社には、借受け支援システムの構築や運用においてもご協力頂いた。

また、補装具製作事業者2社（下記の倫理面への配慮により企業名は非公開としている）にも、実際の試行にご協力頂いた。

（倫理面への配慮）

今回の研究対象者は事業者（法人）であり、個々の従事者や利用者に属するものではない。実際に対応する各事業者は、物流管理・費用清算が発生することから匿名（事業者名）での調査ができないが、実際に作業を行った従事者（義肢装具士）に関する個人情報は収集しない。また、借受けた部品を試用する利用者やその最終的な適合結果などについても収集しない。また、結果の公表時には、関係する個人が特定できないだけでなく、個々の事業者名は伏せることとする。（中部学院大学研究倫理審査委員会承認：C20-0028）

（井村）

B-3. 福祉行政報告例による実績調査

昨年度の研究では、全国の市区町村や身体障害者更生相談所を対象として借受けの状況（平成30年4月～令和元年中（回答時点）の判定・支給件数等）の調査を行い、概ね実態の把握を行った。

しかし、年度途中での照会であったことから、令和元年度の最終的な実績を福祉行政報告例にて確認することとした。また、初年度（平成30年度）の実績とも比較検討した。

（井村）

C. 研究結果

C-1. 借受け支援システムの構築

（1）借受け支援システムのモデル構築

借受けにおける義肢部品の供給体制モデルについて検討を行い、図1-1のようなモデルを作成した。身体障害者更生相談所の判定に基づき、市町村が支

給決定を行う。これをもって、使用者及び市町村から貸付事業者に連絡が入り、借受けの部品調達が開始される。貸付事業者は、部品提供事業者に対して貸出部品の発注を行う。その際、貸し出し可能な部品の在庫状況などの問い合わせを行う場面が想定される。部品提供事業者では、貸出可能な部品を確認し、出荷日等の情報を貸付事業者に連絡し、その後部品を発送する。このモデルからもわかるように、借受けに係る貸付事業者と部品提供事業者のやりとりが発生する。今年度の研究では、この部分に着目し、支援システムとして補装具借受けサイトを構築することとした。（仕様の詳細は別紙参照。）

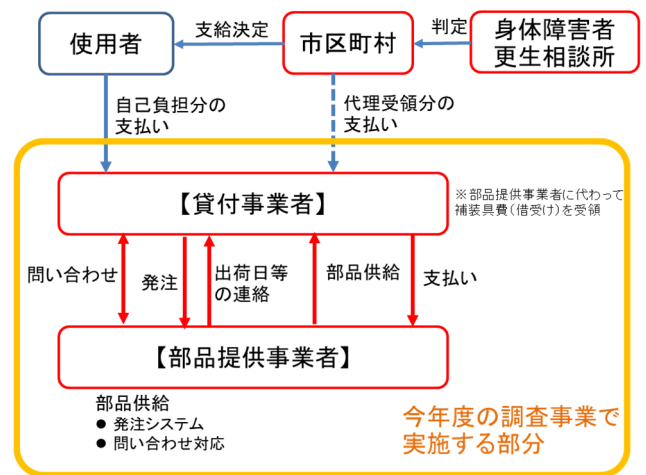


図1-1 義肢部品借受け供給体制モデル

（2）試作した補装具借受けサイトの動作確認

試作した補装具借受けサイトを用いて、模擬的な発注シナリオ（プロトコル）を基に、機能の確認を行った。設定した模擬シナリオは表1-1の通りである。

表1-1 借受け支援システムのプロトコル

① 部品に関する問い合わせ

【貸付事業者⇒部品提供事業者】

- ・借受けサイトの問い合わせフォームを入力
《貸付事業者》
- ・システムからのメール受取
《部品提供事業者、システム管理者》
- ・問い合わせ受付通知の受取
《貸付事業者》

② 問い合わせに対する回答

【部品提供事業者⇒貸付事業者】

- ・問い合わせに対する回答をメールにて貸付事業者へ送信
《部品提供事業者》
- ・問い合わせに対する回答メールを確認
《システム管理者》

③ 部品（膝継手）の発注

【貸付事業者⇒部品提供事業者】

- ・借受けサイトの発注フォームを入力
《貸付事業者》
- ・システムからのメール受取
《部品提供事業者、システム管理者》
- ・発注受付通知の受取
《貸付事業者》

④ 部品確保および出荷日の連絡

【部品提供事業者⇒貸付事業者】

- ・部品確保および出荷日の連絡をメールにて貸付事業者へ送信
《部品提供事業者》
- ・部品確保および出荷日の連絡メールを確認
《システム管理者》

模擬シナリオを用いた動作の確認の結果、補装具借受けサイトの動作については、ほぼ想定通りの動作が行えることが確認できた。試用に要した時間は約 30 分であった。

補装具借受けサイトの試用の後、参加者による意見交換を行った。得られた意見を以下に示す。

- ・システム上で貸出事業者と部品提供事業者のやりとりを残せるようになれば、状況確認に役立つ。
- ・各社の部品について、在庫の状況をサイト上で確認できると問い合わせの手間が省ける。
- ・在庫管理の方法としては、部品提供事業者からの手入力とするのが現実的。先の貸出に向けての部品確保のタイミングの問題や、部品の返却の状況なども考慮すると在庫の数のみで判断できない。

- ・在庫数の入力にあたっては、部品供給事業者が直接サイト上の情報を変更できるようにしておいた方がよい。
- ・各社の部品を集めて、借受け用として一括に管理する場所があれば良いが、それにはいろいろな問題を解決しなければならない。
- ・在庫管理のみではなく、日程管理の機能も必要となる。
- ・管理者の役割を明確にする必要がある。それにより、やりとりのモニターにおける内容の範囲が決まっていく。
- ・出荷希望日ではなく、着荷希望日の方が実際の部品のやりとりの現場では重要な情報になるので、着荷希望日を入力する方がよい。
- ・本システムをどの範囲で活用することが良いのかは、さらなる検討が必要ではないか。

(井上)

C-2. 模擬的借受けの試行

3社のメーカーから各1点の部品提供の協力を得ることができた。なお、主部品（膝継手）以外に必須となる充電器等の付属品については、今回の試行で用いる「借受け支援システム」での申し込み時において、パッケージとして一括手配できる用に登録した（表 2-1）。

(1) 部品の入手

これらの部品を利用して、2社の製作事業者が、計5件の模擬的借受けを試行した（表 2-2）。ここで、同一製作事業者に対して、同一部品の貸出を行う場合もあったが、部品の安全性を考慮して、同一部品を継続利用するのではなく、それぞれに貸し出し・引き上げ・メンテナンスが必要なため、異なる個体の提供となっている。

申し込み時において、付属品をパッケージにしても、実際に製作事業者で利用者の義足に組み上げる場合には、膝継手以外にも長さ調整を行うチューブや足部等の調整用部品が追加で必要になった場合もある（表 2-3）。これは、同じ膝継手を利用し

ていても、それを利用する個々の利用者によって異なるものであり、事前に想定して確保していた場合だけでなく、現場調整が必要であるとの判断が行われたものもあった(事例②③⑤)。

なお、部品の手配や見積りにかかる実時間としては30分程度であったが、付属品以外の追加部品の確認等のために、別途、個別に各メーカーの担当者と直接連絡をとっていた(全事例)。

表 2-1. 模擬的借受けの試行対象の部品 (膝継手)

(1) ALLUX セット (ナブテスコ株式会社)

NE-Z4		ALLUX (継手本体)
付 属 品	NE-RC02	リモートコントローラー
	NE-AD01 kit	アルクス用 AC アダプター
	NE-BC01 kit	アルクス用充電用キット
	NE-SB01 kit	アルクス用補助バッテリーキット

(2) C-Leg セット (オットーボック・ジャパン株式会社)

3C98-3 c-leg		C-Leg (継手本体)
付 属 品	4E50	バッテリーチャージャー
	757L16	AC アダプター

(3) リオニーXC セット (オズール社製・パシフィックサブライ株式会社取り扱い)

RKNXC0003		リオニーXC (継手本体)
付 属 品	16180033	リオニー用充電器

表 2-2. 模擬的借受け試行事例

	製作事業者	利用部品 (膝継手本体)	
①	A 社	オットーボック	3C98-3
②		オットーボック	3C98-3
③	B 社	ナブテスコ	NE-Z4
④		ナブテスコ	NE-Z4
⑤		オズール	RKNXC003

表 2-3. 試行事例で追加手配となった部品

	膝継手本体	追加部品	
①	3C98-3	チューブ	2R57
②	3C98-3	チューブ	2R57
		コネクタ	6A54
③	NE-Z4	クランプアダプタ	N-D111
		チューブ	N-P113
		足部	FS30000
④	NE-Z4	クランプアダプタ	N-D111
		チューブ	N-P113
⑤	RKNXC003	クランプアダプタ	A-645100
		チューブ	A-748030
		足部	Vari-Flex

(2) 部品の組み上げ

高機能な電子制御式膝継手の組み上げにおいては、物理的な組み上げでなく、コントローラーによる調整が必要になる。コントローラーは、販売品に付属されている場合や製作事業者にて所有している場合もあるが、ソフトウェアのバージョンによっては新しい部品に対応していないことや、実際に作業する義肢装具士の経験等によっては、メーカーによるサポート(技術支援)が必要な場合もあり、立ち会いが行われた場合もある(事例③④⑤)。

加えて(1)にまとめたように個別の利用者に応じて追加部品が必要になる場合もある。特に現場判断となったものの中には、製作事業者で保有しているものもあるが(事例②)、都度メーカーから借用したのもあった(事例③⑤)。これらについては、デモの場合同様に、サポートとして技術者が立ち会う場合には(事例③④⑤)、予め想定して持参していればその利用も可能になる。

なお、組み上げそのもの(部品の組み替え)の所要時間は45分程度であるが、その後の調整に要するに要する時間は、2~3時間であった。

(3) 原状回復

一定期間の利用の後に、元の部品に組み替える(戻す)必要がある。確実に原状回復するためには、調整した箇所正しい把握等が必要であり、効率的な作業となるように、同一の義肢装具士が対応するようにしていた。

また、取り外した(元々の)部品について、その状態で保管しておくことが好ましく、製作事業者において保管(預かり)していた。(全事例)

なお、組み上げそのもの(原状回復)の所要時間は、調整・確認を含めて1時間程度であった。原状回復に要する時間のほうが、調整量などは決定済であることから調整が少なくなり、所要時間が減少しているが、そのために借受け部品の組み上げ時に必要な情報を記録する作業が含まれているといえる。

(4) 価格計算等

今回の試行そのもので、適切な基準額の計算式を導くことはできないが、借受け基準額がメーカー（部品の提供事業者）への代金となるのであれば、製作事業者に対して修理基準を参考としての工賃を加算することは、妥当といえる。

借受け基準額（部品）価格については、利用期間に応じた減価償却になるが、貸し出し・回収の都度発生するメンテナンス費用（メーカーにより7千～1万円程度を設定）が必要なことを考えると、借受け基準額に含むのか、別立てとすることが適切か否かという議論も含めての再検討が必要である。

（井村）

C-3. 福祉行政報告例による実績調査

昨年度の調査では、上肢装具および重度障害者用意思伝達装置での借受け実績が数例確認されていたが、令和元年度福祉行政報告例では、義肢や体幹装具などでも借受け費の支給や借受け修理としての実績ありの報告（記載）が多数あった。

しかし、借受け実績のない借受け修理や、1つの自治体のみで多数の借受け支給決定の確認は、昨年度の調査結果との乖離がある。そのため、その状況について当該自治体の身体障害者更生相談所を通して担当課に追加調査（照会）を実施した。その結果、2つの都道府県で誤りを確認でき、各自治体から訂正報告がされるとともに、福祉行政報告例も令和3年3月27日に、訂正された。

（誤）【借受け決定総数： 91件、
借受け修理決定総数： 2件】

（正）【借受け決定総数： 11件、
借受け修理決定総数： 0件】

なお、借受け決定の内訳は

- ・上肢装具：9件（横浜市5件、相模原市4件）
- ・重度障害者用意思伝達装置：2件（札幌市）

であり、昨年度調査で判明している自治体であったが、重度障害者用意思伝達装置が1件から2件と増加していた。

（井村）

D. 考察

D-1. 借受け支援システムの構築

試作した補装具借受けサイトの模擬シナリオに基づく試用結果から、このような借受け支援システムは、貸付事業者と部品提供事業者のやりとりをモニターする点や、各社の部品の在庫を一括で表示できる点で効果が期待されることが示された。出荷の日程管理までの機能の必要性も指摘されたが、機能が複雑になる点や、管理者の負担も増える可能性があり、部品調達の最初の段階での利用にとどめておくのも一つの考え方である。

多くの部品を一カ所に委託して管理が可能な場合（種目・製品）では、今回提案したシステムが有効と考えられるが、完成用部品のように、複数の部品の組み合わせ・管理が必要な場合には、一元的に部品の手配まで行うより、問い合わせフォームは共用しても、部品（取扱事業者）毎に確認ができる方式（ネットショップにおけるテナント方式）の方が有効な場合も考えられる。

今回、義肢装具についてはまだ実際の借受け決定案件がない中で、最大限の情報収集を行った上での供給体制モデルと支援システムの構築および模擬的な運用を行った。そのため、実際の運用の際にどのようなことが起こるのかを詳細に把握できた訳ではない。補装具借受けサイトの試用後の意見交換では、複数の部品提供事業者の製品・部品について、在庫状況が把握できるなどの本システムの利点も示されている。今後、借受けの実利用状況の把握をさらに進め、本システムの活用範囲や、運用のためのコストなども検討しながら機能の改良を進めていく必要がある。また、この結果をふまえ、図1-1に示した補装具借受け供給体制モデルについても、修正が必要である。

（井上）

D-2. 模擬的借受けの試行

C-2に示した試行結果および製作事業者からの情報提供およびフォローアップミーティングを基に状況を分析・考察し、課題となる点を整理する。

(1) 部品の入手と申請内容

デモを経験していて、必要な部品を完全に確認できている場合もあるかもしれないが、同等品（他社製品・部品）を比較する場合などでは、デモを経験せず借受けの申請となる場合が想定される。このとき、必要となる調整用部品が未確定の段階での申請となれば、支給決定内容と実際に利用した内容に相違が生じる可能性がある。そのため、一定の調整幅のある概算決定後の実費精算のような柔軟な対応を検討しなければ、デモのための組み換え、原状回復、借受けのための組み換え、原状回復、購入による組み換えのように、作業が必要以上に増加し、利用者本人にも負担（日程調整や身体負担のみならず手続きも）が大きくなることが危惧される。

(2) 日程調整と部品の確保

実際の組み上げには、部品の手配とともに、利用者・義肢装具士、さらにメーカーサポートが必要になるとメーカー技術者を含めた対応が必要になる。このとき、部品を供給する事業者（メーカー、貸付事業者）の部品があっても技術者の都合がつかないことがあれば候補日が限定されることになる。

また、今回の試行では検証できていないが、実際の流れにおいても、借受け後に購入となる場合、借受け中の部品に変えて、同製品・部品の新品（個体）へ交換が必要になるが、1つめの部品の回収と2つめの備品の組み上げを同時に行うことが、作業の効率化および利用者の負担軽減になる。作業回数を削減するために同時交換できる日程を調整するだけでなく、継続利用を認めることも検討する必要ことが現実的な対応につながると考えられる。

また、異なる部品を連続して比較検討する（借受け）場合には、先の部品の確保状況も併せての日程調整が必要になる。このとき、部品を供給する事業者においては、先の貸し出し日程が決まれば、その間に別の利用者への貸し出しを行うことは、返却が遅れることや返却時の状態によってはメンテナンス作業が増えて発送が遅れることが懸念される。そのため、メーカーにおいては、先の利用予定であ

っても、当該部品を貸し出し中の扱いとして確保することになり、貸し出し部品の稼働率の低下に繋がると考えられる。

(3) 借受け期間と基準額設定

実際の借受けの場合には、支給決定時に期間が明記され、それを超えない範囲での借受けまたは、期間終了前に再判定による借受け延長か購入の判断を行うことになる。しかし 実際に装用試用の場合にも、希望している生活場面で利用できずに、想定期間より短期間で判断（不要）ができ、早期の終了は想定されている。

一方、組み上げに必要な調整用部品が追加で必要になっても在庫がなく作業ができない場合、既に主部品を借受けしていても装用試用ができない期間が生じる場合もある。この期間も借受け期間に含まれることになるが、日程調整が難航すれば、予定期間を超えてしまう可能性がある。部品を供給する事業者にとっては、貸し出しているので費用発生と考えてもよいが、利用者にとっては不利益になると危惧される。本来であれば、可能性がある調整用部品を併せて手配しておいて、実績精算できる仕組みも有効と考えることができる。

しかし(2)でまとめた先の予約に合わせた部品の確保同様に、利用の可能性や見込みでの部品の確保（仮押さえ）期間が長くなることは、部品の稼働率の低下につながり、部品を供給する事業者の不利益になり、結果として事業者が借受け対応を行わなくなることの懸念も考えられる。そのため、借受け期間を長めに設定しておいて早期終了を求めることも考えられるが、借受け基準額にある償却期間を耐用年数の3分の2としている計算式で、稼働率の低下を想定して、より短期間にする（基準額としては増額すること）の検討が必要と考えられる。

(4) その他の事項

借受け部品の組み上げにおいて、ソケットや外装等については利用者の所有する既存部品を用いることになる。しかし、借受ける部品によっては既存の

ものより大きいため外装と干渉する場合もある。このとき、外装に納めるためにはウレタン材などを若干削る等の加工が必要になることもあるが、それが適切なのか、またその部品を利用しなくことになる場合に原状回復をどうするか検討する必要がある。

(井村)

D-3. 福祉行政報告例による実績調査

借受け費が支給対象になった初年度である平成30年度の福祉行政報告例では、

【借受け決定総数： 8 件】 (誤)

となっていたが、こちらにも誤報告があり、本当の実績としては

【借受け決定総数： 5 件】 (正)

であり、内訳は

・ 上肢装具：5 件 (横浜市)

のみであった。

なお、2年連続で誤報告が確認されたことは、公表される統計資料の信憑性にかかわる問題といえる。しかし、このような誤報告が行われる背景として、市町村における制度の変更事項に対する不理解も懸念される。そのため、報告様式や手続きの簡素化に加え、適切な制度の理解を促す方策の検討も必要といえる。

また、令和元年度の実績としては、平成30年度の約2倍になっているが、上肢装具は隣接市であり、実態としては昨年度ヒアリングを行った有限会社ハニーインターナショナルのBFO(製品名：ポータブルスプリングバランス)と推測でき、借受けに適した製品であることと、その供給体制が課題になっていることが改めて確認できた。

(井村)

D-4. 今後の総合的な課題

(1) 部品以外の費用の計上

部品の借受け基準額は、飯田基準で計算されている購入基準額を元に算出されている。購入であれば一度の納入や調整でよいが、借受けであれば、納入に加えて、回収とメンテナンスがその都度発生す

る。耐用年数3年の完成用部品の場合、購入基準額を回収するには延べ2年間の貸し出しが必要である。これは、1月貸し出し+2週間の返却・メンテナンスを24回の繰り返すことに相当するが、貸し出しの都度、送料やメンテナンス費用(今回の試行では約1万円)が必要になり経費がかさむことになる。そのため、今回の試行において製作事業者に工賃相当額を加算したように、借受けにおいてメンテナンス等の費用加算がなければ、部品を供給する事業者においては、借受けを行うことで赤字になると考えられる。

また、今回の事例では、期間中の調整が必要になるケースはなかったが、生活場面での装用試用期間においても、パフォーマンスを十分に引き出すためには、機器の調整や、経過観察が必要になると考えられるほか、再判定にそなえての「モニタリング」を製作事業者に求める場合に、その対価(費用負担)についても検討が必要と考える。

(2) 部品調達における他種目での想定

今回試行した対象製品は、義足の膝継ぎ手に限定したが、これが必要となる場合は「補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合」に相当する。この場合、出庫(配送)日の調整を含めた在庫管理にかかる調整が多くなるとともに、稼働率が課題となる。

しかし、重度障害者用意思伝達装置や小児筋電義手のように、比較的長期間を利用することが想定される場合、一度貸し出すと、半年から1年単位での利用となり、同時に複数人からの借受け希望がある場合が想定される。このとき、貸出機の確保が課題といえるが、これを貸付事業者に貸出機の仕入れ

(購入)を求めることはその費用負担が課題となる。そのため、メーカーや貸出機を保有する販売事業者だけでなく、デモ機を所有する相談機関等が、貸出可能機を「借受け支援システム」に登録し、貸出事業者がそれを利用して手配するような、貸出機の共通利用などを検討する必要がある。

(井村)

E. 結論

平成 30 年度から補装具費支給制度において借受けに要する費用の支給という選択が可能になったが、まだ十分に利用されていない現状の再確認を行った。実績が極めて少ない現状は、福祉行政報告例でも再確認できたが、正しい報告がされないほど、市長村には十分に、制度の内容及び趣旨が浸透していない。

借受けに要する製品・部品が、どこで調達できるかわからないという課題に対しては、製品・部品を横断的に検索して、予約ができる「借受け支援システム」があれば、流通面では一定の効果が期待できる。しかし、種目・利用期間によっては、対象品の回転率が大きくことなることから、受付後の在庫管理や対応も異なる。そのため、種目に応じた運用方法について検討し、試行することも必要である。

また、実際に借受け支援システムを利用しての模範的試行からは、製品・部品の調達に伴う、組み上げ(設置)に関して、不足する関連部品があったり、関係者の日程調整が難航したりすれば、実際に借受けで使用を開始できる日がずれてしまうことの懸念が明らかになった。これに伴い、借受け期間を変更すると、当該ケースの借受け費の変更にとどまらず、回収・メンテナンス・次の貸し出しという、一連の流れにも影響することから、少ない製品・部品を高い稼働率で流通させることは困難であるといえる。

さらに、借受け費用(基準額)としても、製品・部品代金の日割りでは、設置・調整および配送等に関する経費を捻出できずに、補装具事業者(製作事業者、メーカー)などに過度の負担になることが危惧される。そのため、借受けを普及させるためには、基準額の計算方法の全面的な再検討が必要である。あるいは、製品・部品を一定数は公的に確保して借受け支援システムに登録し、融通させるような積極的な体制を整備する必要もある。

F. 健康的危険情報

(総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表
(なし)

2. 学会発表
(なし)

H. 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得
(なし)

2. 実用新案登録
(なし)

3. その他
(なし)

【別紙】試作した補装具借受けサイトの仕様

1. 目的

平成 30 年度から補装具費支給制度に新たに導入された借受け制度について、その運用を促進するために、完成用部品の借受けにかかる部品供給を支援する完成用部品借受けサイト（以下、本サイト）を構築することを目的とする。

2. 本サイトの構成

本サイトの構成は以下の通りとする。

- ・ ID/パスワード入力画面
- ・ トップページ
- ・ メーカー一覧ページ
- ・ 商品一覧ページ
- ・ 商品詳細ページ（商品の数分作成）
- ・ 商品申し込みページ
- ・ ご利用の流れ（利用方法の説明ページ）
- ・ 借受対応義肢装具製作所 一覧ページ
- ・ 問い合わせフォーム

3. 各ページの仕様

1) ID/パスワード入力ページ

- ・ 各ユーザに発行された ID とパスワードを入力する画面
- ・ 登録されていない ID/パスワードが入力された場合には、その旨のメッセージを表示するとともに、再発行の処理を行う。

2) トップページ

- ・ ID/パスワードの入力を受け付けた場合に表示される画面
- ・ 各ページに移動するメニューを表示する。
- ・ 補装具の借受けに関する説明および本サイトの説明を示す。

3) カテゴリー一覧ページ

- ・ 製品カテゴリから製品を選択するための製品別一覧を表示する。
- ・ 表示するカテゴリは 骨格構造義足 義足用部品 膝継手のみとする。

4) 商品一覧ページ

- ・ カテゴリー一覧ページで選択されたカテゴリごとに商品を一覧で表示する。
- ・ 各製品の表示欄には、製品の写真、製品名、価格を表示する。
- ・ 表示数は 10 個以下とする。

5) 商品詳細ページ

- ・ 商品一覧ページで選択された商品について、詳細情報を表示する。
- ・ 商品の情報として、写真、商品名、価格、商品情報を表示する。
- ・ 出荷希望日（第 1 候補日～第 3 候補日）、数量を入力する欄を有する。
- ・ “申し込み”アイコンを表示し、そこをクリックすることで、申し込みページに移動する。
- ・ 借受け部品での対応可否を確認する欄を設ける。

6) 商品申し込みページ

- ・ 申込者情報を入力するフォームを表示する。
- ・ フォームに入力後、確認画面を経て、完了画面に移動する。
- ・ フォームに入力された情報および選択された商品の情報を、申込者とサイト管理者に送付する。
- ・ 複数の商品を申し込む場合に対応して、利用者に使いやすい環境を提供する。

7) 利用方法の説明ページ

- ・ 本サイトの利用の流れの説明を表示する。

8) 借受対応義肢装具製作所 一覧ページ

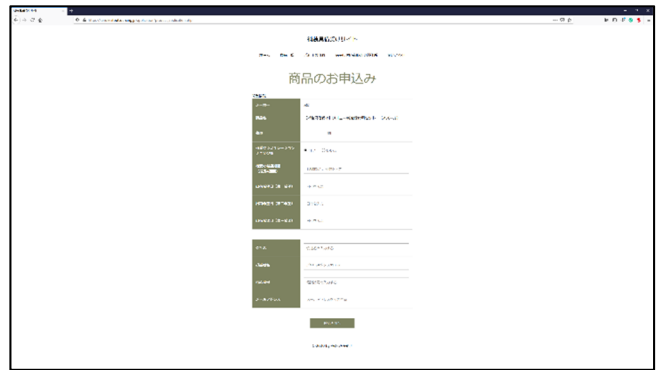
- ・ 借受対応義肢装具製作所の一覧を表示する。

9) 問い合わせフォーム

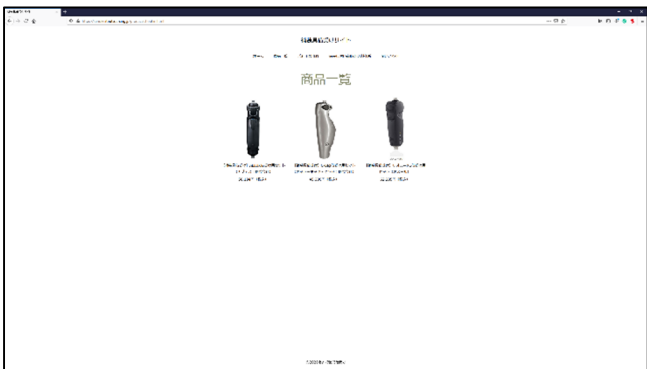
- ・ 商品申し込み以外の問い合わせを受け付けるフォームを表示する。
- ・ フォーム入力後、確認画面を経て、完了画面を表示する。
- ・ フォームに入力された情報を、メールにて送信者とサイト管理者に送付する。



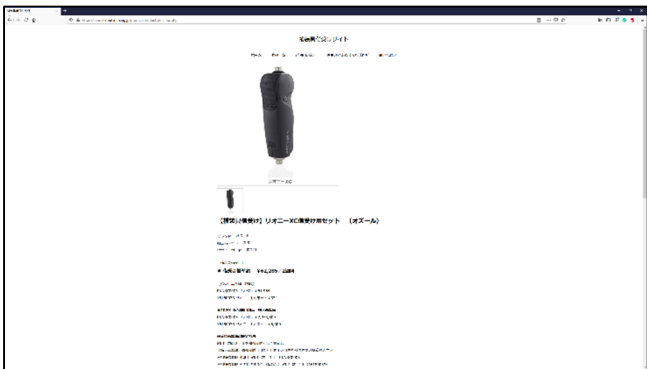
付図1 補装具借受けサイトのトップページ



付図4 商品申込み画面



付図2 商品一覧画面



付図3 商品説明画面